

第3次池田町子ども読書活動推進計画



令和6年(2024年)9月

池田町教育委員会

第3次池田町子ども読書活動推進計画

目 次

はじめに	1
1 子どもの読書活動の現状と成果及び課題	2
(1) 家庭における読書活動	2
(2) 保育園・小学校・中学校における読書活動	2
(3) 地域における読書活動	4
2 第2次池田町子ども読書活動推進計画策定後の情勢の変化	7
3 第3次池田町子ども読書活動推進計画基本方針	8
4 子どもの読書活動推進のための方策	9
(1) 家庭における読書活動推進	9
(2) 保育園・小学校・中学校における読書活動の推進	9
(3) 地域における読書活動の推進	11
(4) 普及啓発活動	13
(5) 推進体制	13
(6) 池田町の読書推進活動	15
資料1 図書館利用状況	16
資料2 子ども読書活動の推進に関する法律	20

＜はじめに＞

現代社会では、急速に少子高齢化が進行する中、家族の多様化、地域社会の変容、ICTの普及など子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。読書環境においても、紙の図書を読むことから電子書籍やオーディオブック等多様化していますが、読書の形が変化しても、様々な作品に出会い、言葉を覚え、感性を磨き、表現することで、子どもたちは自ら進んで読書することの楽しさを学んでいきます。

文部科学省からは、子どもの読書活動を推進するため、「子ども読書活動推進に関する法律」に基づき、令和5年3月に「第5次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」が示されました。今後は、デジタル社会に対応した読書環境を整備し、子どもが主体的に読書活動を行うことができるよう参画を推進し、多様な子どもたちの読書の機会を確保していくことが大切になります。

池田町では、平成31年に「池田町第6次総合計画」の基本目標「未来を切り拓くたくましい子どもが育つ町」を受け、子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進が不可欠とし、「第2次池田町子ども読書活動推進計画」を策定しました。活動として、低年齢からの「読み聞かせ」活動や保護者への働きかけ、資料情報の提供等を通して、早い段階からの子どもの読書への関心を高める取り組みを行っています。具体的には、ブックスタート事業（※1）、保育園での「読み聞かせの時間」、小中学校での「読書の時間」の確保、各施設への出前おはなしサービス等の読み聞かせを実施し、継続してきました。また、これら従来の取り組みに加え、令和元年10月に移転した新しい町図書館の開館に伴い、公民館との複合施設を有効活用した企画や掲示工夫等を行うことで、図書館利用者の増加や読書推進を図ってまいりました。

しかしその一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による読み聞かせの機会や親子が一緒に読書をする機会が減少しているという課題が挙げられています。

このたび、これまでの成果や課題を検証し、「第3次池田町子ども読書活動推進計画」を策定しました。子育て支援の一環として、家庭を始め、関係機関が一体となり、これまでの取組を継続するとともに、さらに子どもたちが読書に親しむ機会の創出・充実をはかり、「未来を切り拓くたくましい子ども」へと成長するよう本計画を推進してまいります。

※1ブックスタート事業…絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をプレゼントする活動。池田町では読み聞かせを行い、5冊のファーストブックの中から好きな本を選んでもらいプレゼントしています。

1 子どもの読書活動の現状及び成果と課題

(1) 家庭における読書活動

【現状】

スマートフォンやポータブルゲーム機の普及により、親子で交流しながらの遊びが減り、読書活動にも影響を与えています。子どもの読書習慣は、小さい時からの日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるように親が積極的に関わっていくことが重要です。また、家庭における読書が、親子の愛着形成や子どもの脳発達につながると言われています。

反面、重要性を理解しながらも、日々家庭にて読書時間を確保する難しさがあるようです。

【課題】

子どもが読書活動に興味関心を持つためには、家庭において語り掛けや読み聞かせ等家族の積極的な関わりが大切です。親自身も読書に親しみながら、日常生活の中で、子どもが自然に読書に親しめるよう工夫を凝らしていくことが望まれます。

そのためには、関係機関が相互の連携を強化し、家庭教育に関する講演・研修会や子育て支援のための講座、相談など様々な機会を通じて、家庭における絵本の読み聞かせや読書の時間を持つことの重要性についての理解を深め、読書活動が各家庭で定着できるよう、引き続き保護者に働きかけていく必要があります。

(2) 保育園、小学校、中学校における読書活動

ア 保育園

【現状と成果】

毎日、年齢に合わせた絵本や紙芝居を読み聞かせることで、言葉遊びを楽しんだり、絵本の中のセリフを真似てごっこ遊びや表現遊びを楽しんだりすることができています。絵本を通してイメージを膨らませながら、想像力を育む力をつけています。また、文字や数字の興味関心へと繋がり、遊びを通して学ぶ姿が増えてきました。図書コーナーでは、好きな絵本をゆったりと好きなだけ見ることができるよう、環境作りも大切にしています。

一方、各家庭に対しては、週1回絵本の貸し出しや月刊絵本の購入斡旋も行い、親子で絵本に親しむ機会を増やしていけるように促しています。また年に数回、絵本便りを発行し、保育士のおすすめ絵本や、クラスで人気の絵本等を家庭と共有しています。

【課題】

テレビゲーム、動画等受動的に映像を見ることができるようになる今日において、動かない絵本や紙芝居を見続けたり、聞き続けたりすることが苦手な子も増えていきます。ゆったりと本を読む余裕がない家庭も増え、一緒に絵本を読む時間の確保が難しい保護者も多いです。

イ 小学校

【現状と成果】

各学年週1時間程度の「図書館の時間」では、学校図書館司書による読み聞かせやブックトーク等を行い、読書週間や旬間・月間中には、姉妹学級や学校職員、読書ボランティアによる読み聞かせ、児童会図書委員会からの呼びかけやPOP（手描きの広告）制作、家庭読書カードの記入等に取り組んでいます。また、「100冊チャレンジ」「読書マラソン」「ブックアドベンチャー（※2）」等の企画を通して、児童の興味関心を促しながら、読書習慣の確立や充実を図っています。その他、各教科等の調べ学習に必要な資料を用意する他、図書館内でもタブレットを使用した調べ学習を行っています。また、特別支援学級を中心にマルチメディアデジター図書（※3）を活用し、音声による読み上げ等、読書が困難な児童への対応も始めています。

※2 ブックアドベンチャー…スタンプラリー形式にて、各対象年齢に合わせた本を紹介する企画。

※3 マルチメディアデジター図書…CD版の電子図書。文章を音声にて読み上げ、フレーズの色が変わることで読み上げている場所がわかったり、文字の大きさや音声の速さ、文字や背景の色を選択できたりする。

【課題】

様々な企画を通して本に関心を持ち、楽しむ姿があるものの、利用する児童と利用しない児童との差を感じます。また、児童の生活環境の変化によって、図書館利用の変化も見られ、児童が読書活動への興味をさらに深めるよう学校全体での取組が必要です。

低学年のうちに読み聞かせによって本の楽しみを味わった児童は、中学年以上になると読みごたえのある物語や古典的名作、科学や歴史の本なども読むことができるようになってきます。さらに高学年になると、ものごとに自分を重ね合わせて共感しながら読むことができるようになるなど、読書活動を通して自分の考えを広げたり、深めたりできるようになります。そのため学校図書館では、継続した読書活動へと働きかけていくとともに、普段では手に取らない本について上手に紹介してあげる必要があります。さらに、家庭でも読書を楽しむ習慣をつくることが大切です。

ウ 中学校

【現状と成果】

年間を通して朝読書の時間を設けています。年2回の読書旬間では、おすすめ本の紹介や読書ボランティアによる読み聞かせを実施しています。また、生徒の興味関心の傾向などを把握するため、購入本のリクエストを募り、読書意欲向上に向けた選書に役立っています。

また、全校イベント「ビブリオバトル（※4）」では、本に苦手意識を持つ生徒の興味関心を高め、本好きの子どもたちの活躍の場を作り、楽しみながら「聞く・話す・考える」力の育成を図っています。

生徒会図書委員会の対外的な活動としては、町図書館で図書委員おすすめ本の紹介を掲示し、利用者に向けて読書情報の提供を行っています。さらに、中学校入学後の継

続的な読書への関心や交流活動を目的として小学校へ「しおり」を配布するなど、生徒による主体的な読書推進活動を行っています。

※4 ビブリオバトル…バトルと呼ばれる発表者が本を紹介し、その後参加者でディスカッションを行い一番読みたくなった本を参加者全員の投票で決定する、本を介したコミュニケーションゲーム。

【課題】

コロナ禍でインターネットが一層身近な存在となり、活字に苦手意識を持つ生徒が、増えています。また、中学生の時期は本を読む子と読まない子が顕著に分かれる傾向にあります。しかし、生徒たちの興味関心や好奇心が薄れているわけではありません。こうした状況下であるからこそ、学校図書館は生徒たちにとって身近な場として、いつでも寄り添える幅広い資料の提供を行い、インターネットと併用して活用できる、時代に即した資料の充実を図っていく必要があります。

また、情報があふれる中で、将来に向けて資料を正しく有効的に活用する方法を身につけておくことが重要な時期でもあります。

エ 保・小・中連携

令和2年度から5校園読書旬間を設け、保小中が一斉に家庭読書することで、読書習慣の継続を図っています。また中学校の「ビブリオバトル」等を通して小学生との交流をしていけるよう模索しています。

さらに、保小中の一貫した教育を進めていけるよう、読書についても子どもたちの成長に合わせて、一貫した指導を進めていく必要があります。

(3) 地域における読書活動

ア 町図書館

【現状と成果】

子どもたちにとって町図書館は、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しさを体得できる場であるとともに、自ら必要な情報を収集し、それを基に意思決定や問題解決を図るなど、読解力・情報活用能力を身につける場となっています。一方、保護者にとっては、子どもに読んでほしい本を選択したり、子どもの読書について職員に気軽に相談できたりする場にもなっています。

また、各施設へのおはなし出前サービスを行うことで読書への興味関心の促しや、資料情報の紹介を行っています。令和5年度には、ブックスタート事業の会場を交流センターに変更したことで、気軽に利用できることを知り、利用者登録をされる方がいます。なかには、プレゼントされたトートバックを持参し、後日乳幼児と一緒に利用する方もおり、乳幼児の読書活動推進に一定の効果が見えています。

一方、小中学校図書館との連携により、読書スタンプラリー「ブックアドベンチャー」を実施し、各年齢で読んでおいてほしい本に触れる機会を設けています。

さらに、小中学校図書館と連携を深めるため、相互の職員にて図書館連携会議を行っ

ています。このように町図書館は、地域における子ども読書活動の中核施設として、その役割を果たしながら、子どもへの適切な図書館サービスの充実に努めています。

【課題】

児童生徒、保護者への読書活動の啓発に取り組むにあたり、様々な資料の充実を図るとともに、企画展示、講演会、おはなし会、各種イベント等の実施に工夫が必要です。さらに、各年齢に合わせた「おすすめ本リスト」の作成など、本を選ぶことが苦手な方へのアプローチも不可欠です。

また、小中学校を始め、各関係機関との連携をさらに深め情報を共有し、池田町全体の読書活動の充実を目指していく必要があります。

イ 公民館、池田児童クラブ・会染児童センター、多世代相談センター

【現状と成果】

令和元年度に竣工した交流センターでは、図書館と公民館による複合施設の利点を生かしてお互いの館が連携し、子どもたちの自ら読書を楽しむ習慣が身に付くよう取り組める環境になりました。

公民館での家庭教育学級「ポレポレ」や児童クラブ・センターにておはなし会を行っています。また、多世代相談センターの事業として、年齢ごとの絵本プレゼントや絵本読み聞かせについての学習を通して、家庭への働きかけを行っています。多世代相談センターを中心に、各関係機関の事業把握を行うことで、連携が深まってきています。

【課題】

各地域への読書活動の推進を図る上で、各分館の成人学級講座等で、多世代交流会等の機会を生かした「おはなし会」の実施等が必要と考えています。

また、児童クラブ・センターでは、資料の整備を行っていますが、まだ十分でないため、蔵書等を増やしていく必要があります。

ウ 民間団体

【現状と成果】

読書ボランティアのグループや個人が小学校・中学校・町図書館等に出向き、子どもの読書活動を支援しています。読み聞かせの活動は定着し、子どもたちが楽しみにしています。また、子ども文庫（※5）が開設されました。子どもが読書に興味や関心を持てるように、地域住民が読書に親しむ様々な機会を提供しています。

※5 子ども文庫…個人やグループが自由に設置し、地域の子供たちに本の貸出やおはなし会、絵本の読み聞かせなどの活動をしている図書館。

【課題】

複数のグループや個人が活動しているので、相互に連携・調整し合い、よりよい活動ができるようにしていく必要があります。また、各種研修や講習会・講演会等へ参加して、それぞれがレベルアップを図れるようにするため、関係機関からの情報提供が望まれます。



2 第2次池田町子ども読書推進計画策定後の情勢の変化

1. 国の動向：子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次）の策定

国では「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、令和5～9年度を計画期間とする第5次基本計画が策定されました。推進のための基本的方針として「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を掲げています。

2. 読書環境のデジタル化推進

学びの場では、新型コロナウイルス感染拡大もあり、児童生徒に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備する「GIGAスクール構想」が急速に普及し、子どもを取り巻くデジタル環境に大きな変化をもたらしました。

町図書館でもデジタル化推進の一環として、市町村と県による協働電子図書館「デジとしょ信州」を始め「朝日新聞クロスサーチ」「信濃毎日新聞データベース」等を導入するなど、多様化する読書環境への対応を進めています。

3. 読書バリアフリー法の制定

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号「読書バリアフリー法」）の施行により、障害によって読書が困難な人々の読書環境整備の責務が定められ、アクセシブルな電子書籍（音声読み上げ対応電子図書、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）の導入・普及が求められています。

3 第3次池田町子ども読書推進計画の基本方針

池田町では、子ども読書活動をより一層推進するため、「第6次総合計画」を踏まえ以下の方針に基づき、乳幼児期から切れ目のない具体的な支援を掲げ、子どもの読書活動に必要な環境の整備・充実に努めます。

本計画の取り組みは、期間を令和6年度から令和10年度までの概ね5年間、対象を0歳から18歳以下の子どもとします。

- (1) 乳幼児期より、豊かな言葉と出会い、家庭での読書活動に親しみ、生涯にわたって自ら読書活動を楽しむ基盤を大切にできるよう支援します。
- (2) 家庭・保育園・学校等・地域における読書推進活動を、子どもの発達段階に合わせて日常的、継続的に実践することにより、子どもの読書活動の充実を図ります。
- (3) 家庭・保育園・学校等・地域の読書環境の整備・充実を図り、関係諸機関、団体相互の連携・協力により読書活動推進体制を整えます。
- (4) すべての町民が読書活動に関する理解を深め、関心を高めることができるよう、子ども読書活動の意義や大切さについての啓発と情報提供を行います。



「読書をする少女」 作：洞沢今朝夫

(浅原六朗文学記念館前)

4 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもの生活基盤となる場であり、家庭での読書活動体験は、本好きな子どもを育てるとともに、温かな家庭づくりや望ましい人間関係づくりの源泉でもあります。子どもの読書習慣を形成するためには、読書活動を日常活動の中に位置づけ、幼い時から本に親しむ環境を作っていく必要があります。

< 具体的施策 >

重点	具 体 的 施 策
	① 幼児期までは、子守うた・わらべうた・手あそび・読み聞かせ等を実施する。
◎	② 家庭での「読み聞かせの時間」や「読書の時間」を設け、その習慣化に努める。
◎	③ 大人も率先して読書活動に親しみ、家庭の中での読書環境づくりに努める。
	④ 町図書館等の「おはなし会」に親子で積極的に参加する。

(2) 保育園、小学校、中学校における読書活動の推進

ア 保育園

幼児期の子どもが、読書活動の楽しさに出会うことができるように、日常的に絵本の読み聞かせを継続するとともに、絵本に親しむ環境づくりを推し進め、子どもが絵本や物語に親しみ、ことばを獲得し、創造力を広げる場と機会を提供します。また、各家庭へも家庭での読み聞かせの楽しさや大切さを伝え、子どもが家庭や地域での読書活動に親しめるようにします。

< 具体的施策 >

重点	具 体 的 施 策
◎	① 朝の会の時間、午睡前の時間、帰りの会の時間に「絵本の読み聞かせ」を行う。
	② 読書ボランティアによる「絵本の読み聞かせ」を行う。
	③ 遊び・行事・体験等と「絵本」とを結ぶ保育を実践する。
◎	④ 「園だより」や「絵本だより」を活用して絵本を紹介するなど家庭における読書活動への情報提供を行う。
	⑤ 図書コーナーの環境を整える。
◎	⑥ 家庭への絵本の貸し出しを行う。
	⑦ 町図書館において絵本と出会う機会を設ける。

	⑧ 絵本環境を充実させる。
	⑨ 保育士の絵本や読書活動に関する研修を行う。

イ 小学校

一人読みに誘う読み聞かせを続け、より一層本に興味や関心を持つようにします。一人読みができるようになってきたら、本を最後まで読み通す力をつけていきます。そして、様々な本を幅広く多く読むことができる読書環境を整えます。さらに、本を読んで得たことを活かし、人に伝えることができるように、調べ学習や授業での図書館活用を推進します。また、家庭の理解と協力を得ながら「家庭読書」も推進します。

< 具体的施策 >

重点	具 体 的 施 策
	①決めた曜日や時間読書を実施する
◎	②読書ボランティアによる「本の読み聞かせ」や学校職員、児童による「本の読み聞かせ」、「本の紹介」を行う。
	③「図書館だより」等を活用し、読書活動への興味・関心を喚起するとともに、家庭へ向けても家庭読書の大切さを伝える。
	④ 読書週間・旬間を活用し、児童の興味・関心を喚起し、読書習慣を確立させる。
	⑤ 児童会図書委員会の活動の活性化をはかる。
	⑥ 調べ学習を通して「情報収集・選択の力」や「課題を多面的に追究する力」を育成する。
◎	⑦「ブックアドベンチャー」「100冊チャレンジ」などにより読書目標を設定し、読書に親しむ態度や読書習慣を身につけさせる。
	⑧教育委員会から一年生へ「セカンドブック・プレゼント」を行う。
	⑨ 学校職員の読書活動に関する研修を行う。
	⑩学習指導要領に即した時代に見合う自校蔵書の収集と充実をめるとともに、不足資料については町図書館の学校図書館支援により充実を図る。

ウ 中学校

ものの見方を広げ、判断力を培い、感動し、探究心を満たしながら、自らの進路や生き方を考えていく上で、読書活動が非常に重要になってくる時期です。しかし、生活の多忙さや環境の変化により、読書活動から遠ざかる現実もあります。そこで、毎朝の読書を継続し、適書への出会いを大切にします。さらに、家庭においても読書活動が話題になるよう働きかけを積極的に行います。

< 具体的施策 >

重点	具 体 的 施 策
◎	① 毎朝の 10 分間読書を継続して実施する。
	② 読書ボランティアによる「読み聞かせ」を行う。(読書旬間中)
	③ 給食特別献立(本にでてくる献立)の実施などにより読書意欲を喚起させる。
	④ 「図書館だより」(月 1 回)や「図書館メールマガジン」の配信による情報発信を行い、読書の楽しさや大切さ伝える。
◎	⑤ 読書旬間中、図書館利用の促進に努める。(学校職員・生徒会図書委員による推薦本の掲示、読書集会 等)
◎	⑥ 生徒会企画のビブリオバトル等を通して読書推進活動の活性化を図る。
	⑦ 調べ学習への支援を行う。
	⑧ 季節に合った本の紹介コーナーを設置する。(文化祭、部活動、受験等)
	⑨ 学習指導要領に即した時代に見合う自校蔵書の収集と充実に努めるとともに、不足資料については町図書館の学校図書館支援により充実を図る。

(3) 地域における読書活動の推進

ア 町図書館

町図書館の行う重点活動の一つである「児童サービス」に力を入れます。児童書の充実を図るとともに、様々な手法で、子どもとその保護者の来館を促し、読書に関わる機会を提供します。併せて職員の技能を向上させ、子どもとその保護者が本に親しむ環境を整えます。また、引き続き読書ボランティアと連携して、図書館や地域の各所でおはなし会等を開催します。読書ボランティアの活動に対しては、活動場所や読書に関する情報・学習機会を提供するなど支援していきます。

さらに、小中学生については、個々のタブレットで視聴することができる電子書籍の利用を促し、『市町村と県による協働電子図書館(デジとしょ信州)』を様々な場面で活用してもらえるように推進します。

< 具体的施策 >

重点	具 体 的 施 策
	① ブックスタート事業にてファーストブックプレゼントを行い、同時に読み聞かせも実施する。
◎	② 季節や行事などに合わせた本の展示や紹介をする。
◎	③ 子どもの周囲の大人への啓発と情報提供を行う。
◎	④ 各種「おはなし会」を開催する。
	⑤ 子どもと本を結ぶための、ブックトークや素話等、様々な手法を体得し、実践する。

◎	⑥ 絵本や児童書の量的・質的な充実をはかる。
	⑦ 保育園への団体貸出と保育士への啓発、情報提供を行う。
◎	⑧ 児童・生徒の調べ学習への支援を行う。
	⑨ あらゆる機会において、子どもの読書活動の意義や大切さについて啓発する。
◎	⑩ 子どもの読書活動に関する講座や講演会等を開催する。
	⑪ 各機関と連携して、読書ボランティア活動の機会や場所等を開拓する。
	⑫ 各学校図書館司書と連携して町内4館での児童書の分散収集に努める。
	⑬ 各学校と連携してネットワーク化を進め、図書資料情報の共有を図り、より一層充実した資料提供を行う。
	⑭ 子どもとその保護者のための読書相談体制を充実させる。
	⑮ 『デジとしょ信州』の利用を促進する。

イ 公民館(交流センターかえで)、池田児童クラブ・会染児童センター、 多世代相談センター

生涯学習の中核的な機関として、また子どもと本とを結びつける身近な場として、各機関がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携・協力し合い、様々な子育て支援事業を通して子どもの読書活動を推進していきます。特に図書館と公民館を併設する交流センターは、相互の連携を深めて子どもの読書活動を推進していきます。

< 具体的施策 >

重 点	具 体 的 施 策	担 当
	① 公民館の生涯学習講座での「読書講演会」を開催する。	公民館
◎	② 公民館の家庭教育学級「ポレポレ」において「読み聞かせ」を行う。	公民館
	③ 分館での「おはなし会」の実施を依頼する。	公民館
◎	④ 親子のふれあいを大切にした読み聞かせを行う。	会染児童センター
◎	⑤ 児童クラブ・センターの図書室の資料を拡充させる。	池田児童クラブ、会染児童センター
	⑥ 1～2か月児に白黒絵本プレゼントをする。 (助産師の家庭訪問時)	多世代相談センター (育児支援事業 社協委託)
	⑦ 絵本の読み聞かせについて学習し、母親にも読んでもらう。	多世代相談センター (3か月児母子教室 社協委託)

ウ 民間団体

読書ボランティアのグループや個人が、保健センター・保育園・小学校・中学校・町図書館等、様々な場面で自主的に子どもの読書活動に関わっていきます。幼少期の子どもが対象の場合は、昨今廃れてきている「わらべ歌」や「昔ながらの遊び」等の紹介を織り交ぜての活動も考えられます。団体・個人とも、それぞれの主体的な活動を尊重しながら、相互に連携し学び合う中で、その発展に努めます。また、町では、この活動を支援し、活動場所や読書に関する情報や学習機会などを提供します。

< 具体的施策 >

重点	具 体 的 施 策
◎	① 保健センター・小学校・中学校等での読み聞かせやおはなし会等を行う。
	② 読み聞かせ・おはなし会等に関する研修会や講演会・講習会へ参加する。
	③ 関係諸機関・他団体等との交流を図る。

(4) 普及啓発活動

すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことのできるような環境整備を図るため、「子ども読書活動推進計画」を指針として関係機関・団体相互の連携を図りながら、以下の2点に力を入れ、子どもの読書活動の一層の推進に努めます。

① 情報の提供

子どもやその保護者が本を選ぶ参考にできるように、また家庭における読書活動の重要性を保護者に理解してもらえるように、毎月発行の「広報いけだ」に「本のひろば」を掲載する他、「図書館特集号」の発行や、「防災行政無線放送」、「池田町ホームページ」等の活用により情報提供を行います。

② 「子ども読書の日」「5校園読書旬間」等を中心とした諸行事への取り組み

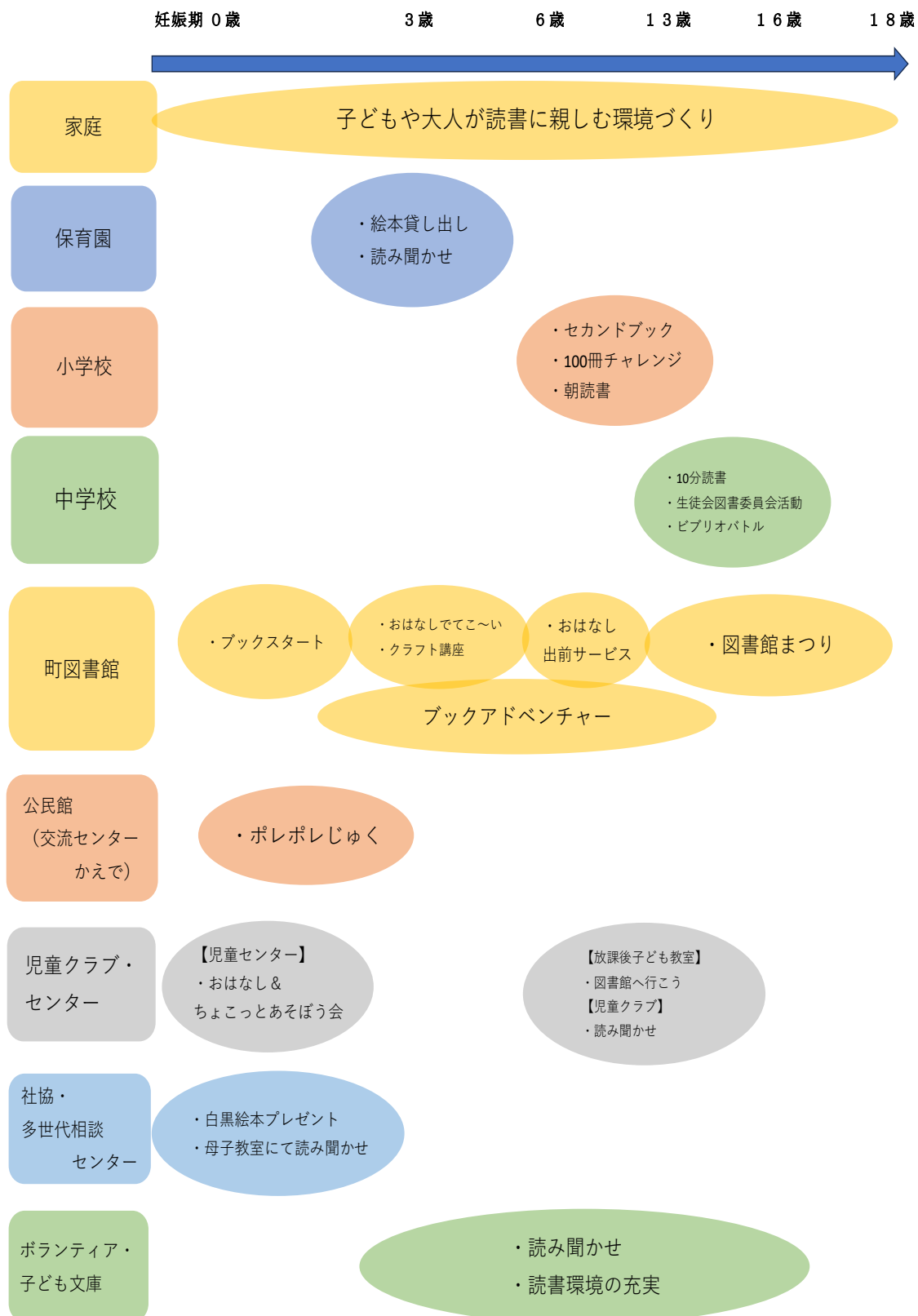
子どもの読書活動についての関心を高め、理解を深めるため、「子ども読書の日」(4月23日)や「5校園読書旬間」などの子どもを対象とした各種行事への取り組みを積極的に推し進めていきます。

(5) 推進体制

池田町の子どもたちが、さまざまな機会と場所で本と出会い、感動を覚え、読む楽しさや知る喜びを体験できるよう、子どもが関係するさまざまな機関や団体が、これまで以上に連携・協力し、子どもの読書活動の機会の提供と環境の整備・充実に地域ぐるみで取り組みます。

- ① 推 進 主 体 : 池田町、池田町教育委員会
- ② 推進機関・団体 : 保育園、小学校、中学校、町図書館、公民館と各分館、児童クラブ・センター、多世代相談センター、読書ボランティア、各学校PTA、保育園保護者会 等

(6) 池田町の子ども読書推進活動



【図書館利用状況】 令和元年度～令和5年度

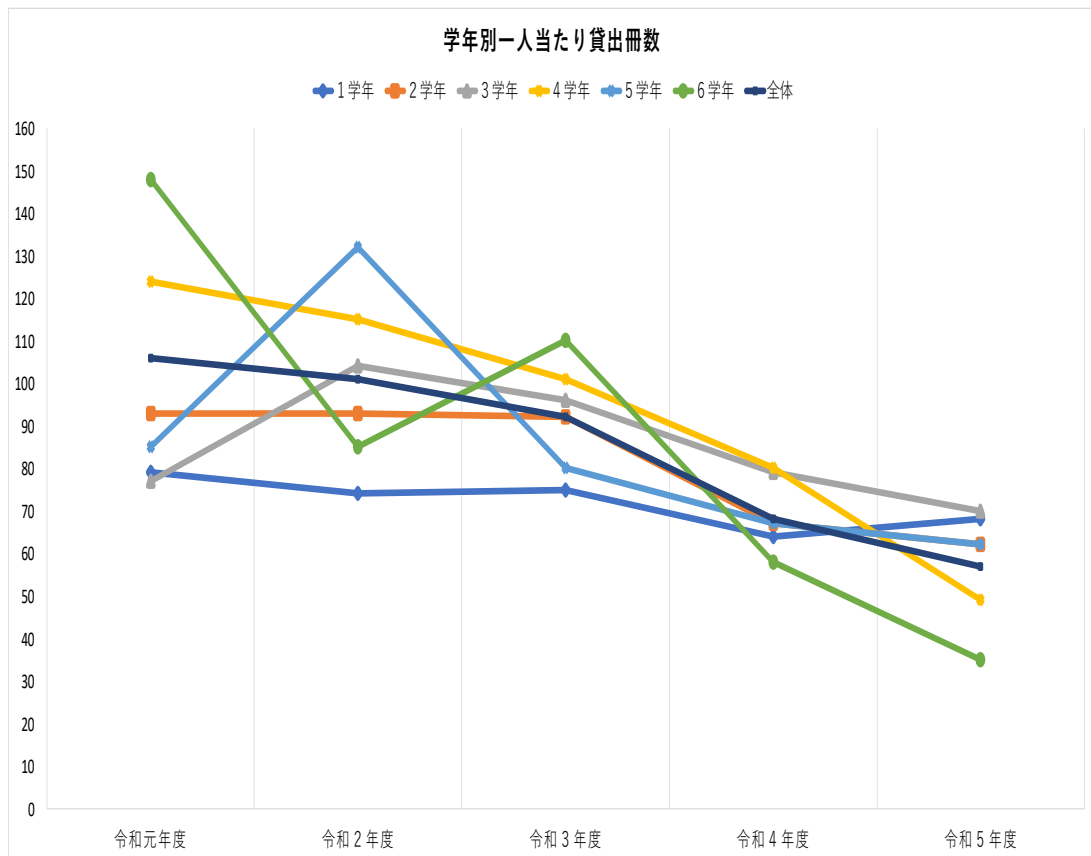
(1) 池田小学校図書館利用状況

学年別貸出冊数

(冊)

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	全体
令和元年度	1,589	3,061	2,376	4,217	2,545	6,645	20,433
一人当たり 貸出数	79	93	77	124	85	148	106
令和2年度	2,581	1,951	3,321	3,572	4,364	2,455	18,244
一人当たり 貸出数	74	93	104	115	132	85	101
令和3年度	2,688	3,203	2,025	3,348	2,390	3,641	17,295
一人当たり 貸出数	75	92	96	101	80	110	92
令和4年度	2,434	2,419	2,760	1,514	2,204	1,749	13,080
一人当たり 貸出数	64	67	79	80	67	58	68
令和5年度	1,839	2,363	2,453	1,676	1,170	1,116	10,617
一人当たり 貸出数	68	62	70	49	62	35	57

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数	187日	173日	191日	190日	186日
蔵書冊数	16,106冊	16,368冊	16,605冊	15,784冊	15,758冊



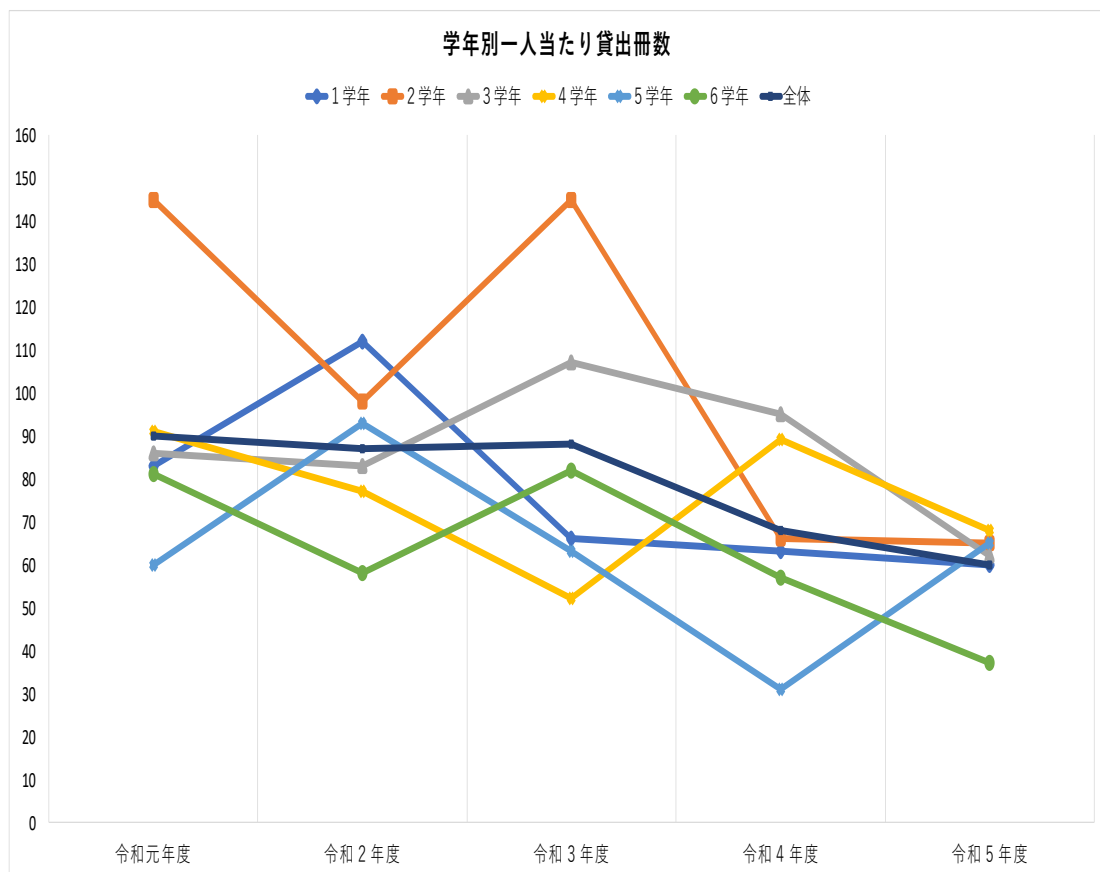
(2) 会染小学校図書館利用状況

学年別貸出冊数

(冊)

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	全体
令和元年度	3,661	5,068	2,913	2,992	2,277	2,769	19,680
一人当たり 貸出数	83	145	86	91	60	81	90
令和2年度	4,351	4,333	2,907	2,685	3,176	2,219	19,671
一人当たり 貸出数	112	98	83	77	93	58	87
令和3年度	2,318	5,929	4,828	1,813	2,205	2,800	19,893
一人当たり 貸出数	66	145	107	52	63	82	88
令和4年度	2,064	2,390	3,802	4,076	1,072	2,000	15,404
一人当たり 貸出数	63	66	95	89	31	57	68
令和5年度	1,377	2,150	2,236	2,650	2,904	1,294	12,611
一人当たり 貸出数	60	65	62	68	65	37	60

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数	205日	209日	207日	205日	191日
蔵書冊数	14,496冊	14,861冊	14,959冊	15,198冊	15,371冊



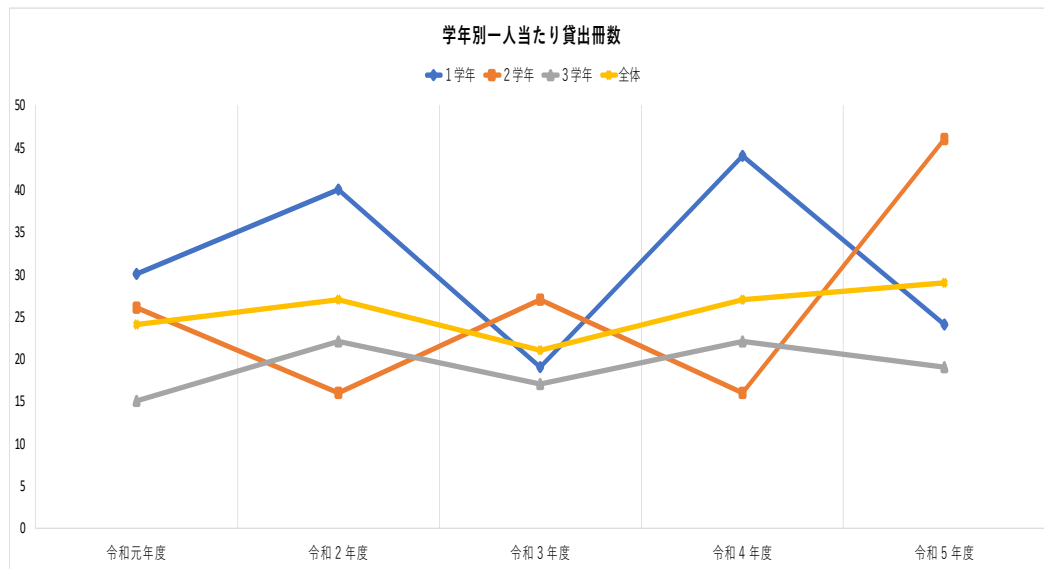
(3) 高瀬中学校図書館利用状況

学年別貸出冊数

(冊)

	1 学年	2 学年	3 学年	全体
令和元年度	2,127	2,048	1,170	5,345
一人当たり 貸出冊数	30	26	15	24
令和2年度	3,224	1,154	1,725	6,103
一人当たり 貸出冊数	40	16	22	27
令和3年度	1,328	2,190	1,210	4,728
一人当たり 貸出冊数	19	27	17	21
令和4年度	2,878	1,082	1,801	5,761
一人当たり 貸出冊数	44	16	22	27
令和5年度	1,519	3,010	1,316	5,845
一人当たり 貸出冊数	24	46	19	29

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数	163日	175日	169日	170日	167日
蔵書冊数	17,064冊	17,229冊	17,092冊	17,110冊	16,868冊



参考資料：文部科学省 「学校図書館の現状に関する調査」

※令和元年度末現在

一校当たり蔵書冊数

小学校	9,376冊
中学校	11,071冊

一人当たりの貸出冊数

小学校	49冊
中学校	9冊

(4) 町図書館利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数	142日	288日	216日	280日	285日
児童書 蔵書冊数	27,515冊	28,433冊	29,076冊	29,976冊	30,729冊

年代別の児童書貸出冊数

(冊)

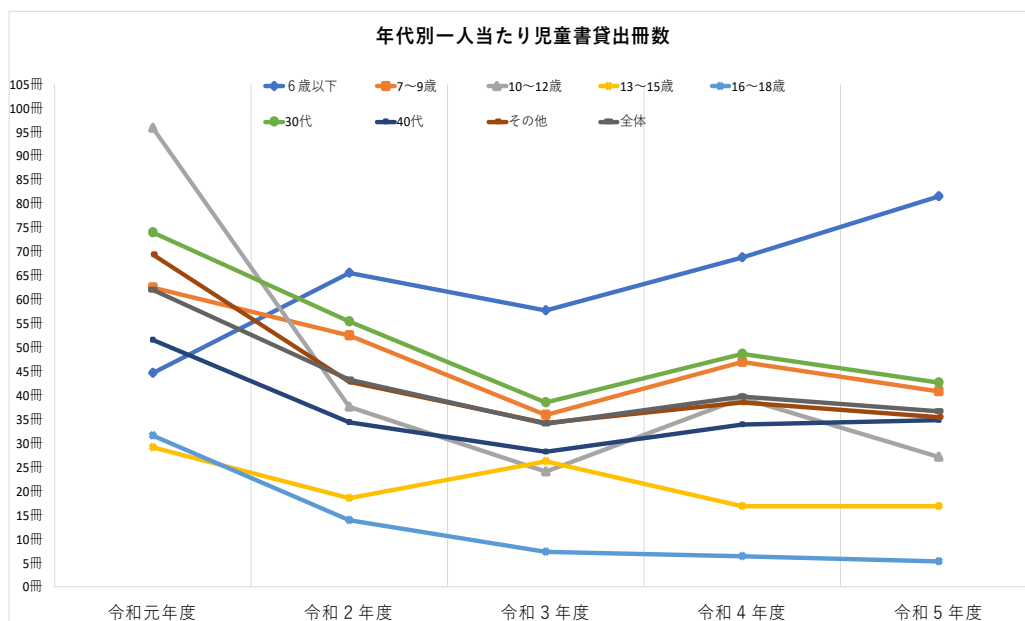
	6歳以下 (未就学児)	7～9歳 (小・低学年)	10～12歳 (小・高学年)	13～15歳 (中学生)	16～18歳 (高校生)	30代 (子育て世代)	40代	その他	計
令和元年度	2,275	1,998	1,247	467	221	4,371	3,767	15,194	29,540
令和2年度	4,853	4,199	1,916	779	334	8,697	7,427	30,047	58,252
令和3年度	3,748	3,153	1,203	733	160	5,547	5,495	22,654	42,693
令和4年度	3,440	3,102	2,086	656	71	6,725	6,263	24,818	47,161
令和5年度	3,748	2,861	1,489	503	129	5,793	6,817	26,170	47,510

年代別登録者数と一人当たり児童書貸出冊数

デジとしょ信州登録者数

		6歳以下 (未就学児)	7～9歳 (小・低学年)	10～12歳 (小・高学年)	13～15歳 (中学生)	16～18歳 (高校生)	30代 (子育て世代)	40代	その他	全体
令和元年度	登録者数	51人	32人	13人	16人	7人	59人	73人	219人	470人
	一人当たり 貸出数	45冊	62冊	96冊	29冊	32冊	74冊	52冊	69冊	62冊
令和2年度	登録者数	74人	80人	51人	42人	24人	157人	216人	703人	1347人
	一人当たり 貸出数	66冊	52冊	38冊	19冊	14冊	55冊	34冊	43冊	43冊
令和3年度	登録者数	65人	88人	50人	28人	22人	144人	195人	663人	1255人
	一人当たり 貸出数	58冊	36冊	24冊	26冊	7冊	39冊	28冊	34冊	34冊
令和4年度	登録者数	50人	66人	53人	39人	11人	138人	185人	645人	1,187人
	一人当たり 貸出数	69冊	47冊	39冊	17冊	6冊	49冊	34冊	38冊	40冊
令和5年度	登録者数	46人	70人	55人	30人	24人	136人	196人	737人	1,294人
	一人当たり 貸出数	81冊	41冊	27冊	17冊	5冊	43冊	35冊	36冊	37冊

令和4年度	105人
令和5年度	54人
計	159人



資料 2

子ども読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」と

いう。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。